

葛巻町農地基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作業の効率化を図るため担い手への農地の集積を進め、大型作業機械による作業が困難な小規模農地及び狭隘耕作道の解消を図る基盤整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則(昭和35年葛巻町規則第5号、以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 農地整備 耕作の目的に供される土地における畦畔除去又は勾配修正をいう。
- (2) 耕作道整備 農地の利用上必要な耕作道の新設、拡幅又は補修をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内で農業を営む認定農業者又は葛巻町地域農業マスタープランの中心経営体に位置づけられた者であって、担い手への農地集積の推進を図る者とする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付は、次の各号に掲げる要件を全て満たす農地又は耕作道に対して行うものとする。

- (1) 事業完了後、継続して耕作することが確実な農地又は利用することが確実な耕作道であること。
- (2) 国及び県が実施する農地整備及び耕作道整備の予定のない農地又は耕作道であること。
- (3) 過年度において、当該事業を実施したことの無い農地又は耕作道であること。

(補助金の交付対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業費の20%以上の増減以外の変更とする。

(申請の取り下げ期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第8条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(完了届)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに葛巻町農地基盤整備事業完了届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

交付対象経費	補助金の額	補助金の上限額
農地整備又は耕作道整備に要する工事請負費	交付対象経費が10万円を超える場合に交付し、当該経費の2分の1に相当する額以内の額	50万円（ただし、農地整備は10万円/10aを上限とする。）

別表2（第8条関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	葛巻町農地基盤整備事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 工事見積書（2社以上の見積を添付すること。1社のみの場合は、その理由書を添付すること。） 3 平面図その他工事に係る図面 4 補助事業者以外の名義の土地が事業実施場所となる場合は、土地所有者（権利者）の同意書 5 その他町長が必要と認める書類	第1号 第2号	1部 1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	葛巻町農地基盤整備事業変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 変更後の工事見積書 3 変更後の平面図その他工事に係る図面 4 その他町長が必要と認める書類	第3号 第2号	1部 1部	別に定める
規則第13条第1項の規定による書類	葛巻町農地基盤整備事業費補助金請求書 1 事業実績書 2 その他町長が必要と認める書類	第5号 第2号	1部 1部	別に定める